

各 位

会社名 株式会社 家 族 亭 代表者名 代表取締役社長 乾 光宏 (JASDAQ・コード9931) 問合せ先

役職・氏名 執行役員経理部長 関口 弘一電話番号 06-6227-6030

## 決算期変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年2月10日開催の取締役会において、平成24年3月27日開催予定の第61期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期の変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 決算期変更の内容

現 在:1月1日より12月31日まで

変更後:4月1日より翌年 3月31日まで

なお、決算期の変更に伴い移行期間となる第 62 期事業年度は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月間となります。

#### 2. 変更の理由

当社の事業年度は、「毎年1月1日から12月31日まで」としておりますが、親会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の事業年度と統一し、今後の経営計画の策定及び予算、業績管理等事業運営の効率化とグループー体経営の推進を図るため、これを「毎年4月1日から翌年3月31日まで」に変更いたします。定款の一部変更につきましては、事業年度の変更に伴い、現行定款第15条(定時株主総会の基準日)、第37条(事業年度)、第38条(期末配当および基準日)、第39条(中間配当および基準日)につき所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過の措置として新たに附則を設けることといたします。

### 3. 今後の見通し

平成24年2月10日に公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」を参照下さい。 4.配当金について

平成25年3月期の配当金については、中間配当は平成24年6月30日を基準日として5円、期末配当については平成25年3月31日を基準日として5円、通期配当金10円を予定しておりますが明確になり次第開示いたします。

# 5. 定款変更の内容(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款		変更案	
(定時株主総会の基準日)		(定時株主総会の基準日)	
第15条	当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、	第15条	当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、
	毎年12月31日とする。		毎年 <u>3</u> 月31日とする。
(取締役の任期)		(取締役の任期)	
第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する		(現行どおり)	
	事業年度のうち最終のものに関する定時株主		
	総会の終結の時までとする。		
(事業年度)		(事業年度)	
第37条	当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u>	第37条	当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から <u>翌年</u>
	月31日までの1年とする。		<u>3</u> 月31日までの1年とする。
(期末配当および基準日)		(期末配当および基準日)	
第38条	当会社は、毎年 <u>12</u> 月31日を基準日として、	第38条	当会社は、毎年 <u>3</u> 月31日を基準日として、
	定時株主総会の決議をもって、株主または登		定時株主総会の決議をもって、株主または登
	録株式質権者に対し、期末配当金として剰余		録株式質権者に対し、期末配当金として剰余
	金の配当を行う。		金の配当を行う。
(中間配当および基準日)		(中間配当および基準日)	
第39条	当会社は、毎年 <u>6</u> 月30日を基準日として、	第39条	当会社は、毎年 <u>9</u> 月30日を基準日として、
	取締役会の決議をもって、株主または登録株		取締役会の決議をもって、株主または登録株
	式質権者に対し、中間配当金として剰余金の		式質権者に対し、中間配当金として剰余金の
	配当を行うことができる。		配当を行うことができる。
(新設)		附則	
		第 1 条	第15条(定時株主総会の基準日)および第
			38条(期末配当および基準日)の規定の変
			更は、平成24年4月1日からその効力を生
			<u>じる。</u>
			なお、本条は、効力発生日後にこれを削除す
			<u>5.</u>
		第 2 条	第22条(取締役の任期)の規定にかかわら
			ず、平成24年3月の定時株主総会で選任さ
			れた取締役の任期は、平成25年3月31日
			に終了する第62期事業年度に関する定時株
			主総会の終結の時までとする。
			なお、本条は、第62期事業年度に関する

現行定款	変更案
	定時株主総会の終結の時にこれを削除する。
	第3条第37条(事業年度)の規定にかかわらず、
	第62期事業年度は、平成24年1月1日か
	ら平成25年3月31日までの15ヶ月間と
	<u>する。</u>
	なお、本条は、第62期事業年度終了後に、
	これを削除する。
	第 4 条 第39条 (中間配当および基準日) の規定の
	変更は、平成24年10月1日からその効力
	<u>を生じる。</u>
	なお、本条は、効力発生日後にこれを削除す
	<u>3.</u>
	第 5 条 会計監査人の任期は、平成25年3月31日
	に終了する第62期事業年度に関する定時株
	主総会の終結の時までとする。
	なお、本条は、第62期事業年度に関する定
	時株主総会の終結の時にこれを削除する。

# 6. 日程

当社第61期定時株主総会開催日:平成24年3月27日

定款変更の効力発生日 : 同上

以 上